第９章　地域ごとの景観まちづくりに関する取組

地域ごとの景観まちづくりの推進に向けた制度の活用、普及啓発、景観まちづくり活動等への支援に関する取組について示します。

第９章　地域ごとの景観まちづくりに関する取組

良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。

この章では、地域ごとの景観まちづくりの推進に向けた制度の活用、普及啓発、景観まちづくり活動等への支援に関する取組について示します。

９－１　多様な分野との連携と関連制度等の活用

景観まちづくりは景観法等に基づく制度の活用のみによって実現するものではないという認識に立ち、地域特性に応じてまちづくりに関する多様な分野と連携し、地域ごとの景観まちづくりに関する取組を展開します。また、地域が目指すまちづくりの目標に応じて、土地利用計画制度など関連する諸制度の活用なども視野に入れて取組を展開します。

９－２　景観まちづくり指針（関係条文：札幌市景観条例第 42 条の２～第 42 条の 15）

景観まちづくり指針の制度は、市民や事業者等が主体的に関わりながら、地域の景観の在り方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進するための制度です（令和８年(2026 年)11 月時点７地区で策定）。今後も、地域が目指すまちづくりの目標に応じて、景観まちづくり指針の策定が効果的な場合は、景観まちづくり指針策定に向けた取組を行います。

景観まちづくり指針一覧（令和８年（2026 年）11 月現在）

決定番号	地区名称	決定年月日
1	ロープウェイ入口電停周辺地区	平成 29 年(2017 年) 6 月 28 日
2	西 15 丁目電停周辺地区	平成 29 年(2017 年)6 月 28 日
3	定山渓地区	平成 29 年(2017 年)6 月 28 日
4	宮の沢中央地区	平成 30 年(2018 年)7 月 24 日
5	札幌駅前通北街区地区	令和 2 年(2020 年)7 月 31 日 令和 4 年(2022 年)10 月 7 日変更
6	新さっぽろ駅周辺地区	令和 3 年(2021 年)3 月 23 日
7	モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区	令和 4 年(2022 年)3 月 29 日

９－３　普及啓発

（１）子どもへの景観教育

景観に関する意識や考え方を醸成するため、子ども向けに都市計画（土地利用のルールや都市の歴史など）をわかりやすく解説した小冊子「ミニまち」を活用し、子どもへの都市計画や景観についての教育の取組を実施します。

（２）景観の形成に関する興味・関心を高めるイベントの企画・実施

市民等の景観の形成に関する興味・関心を高めるため、まち歩きなどの体験型イベントやセミナーを企画・実施します。

（３）良好な景観の形成に資する市民活動の広報・周知

道路沿いの植樹桝への花植え活動、札幌の景観色を活用したベンチの塗装、冬季におけるスノーキャンドルを活用したイベントなど、良好な景観の形成に資する様々な市民活動が行われています。このような良好な景観の形成に資する市民活動を広報・周知します。



図 9-1 大通公園　ベンチ塗装活動の様子（札幌の景観色 70 色に再塗装）

９－４ 景観まちづくり活動等への支援

（１）景観まちづくり助成金の交付

市民の景観まちづくりの取組を後押しするため、良好な景観の形成に寄与する活動に要する経費の一部を助成します。また、景観まちづくり助成金の利用を促進するため、市民等に対し広く効果的な情報提供を行います。

（２）景観アドバイザーの派遣

景観まちづくり指針の検討などに際し、景観の形成に関する専門的立場からの情報提供や助言等を行うため、申出等に応じて景観アドバイザー制度を活用した、情報の提供、助言、指導等を行います。